

協議第16号 情報公開の取扱いについて

情報公開の取扱いについて提出する。

平成15年12月24日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

情 報 公 開 の 取 扱 い に つ い て

情報公開制度、個人情報保護制度及び市長の資産等の公開制度は、市民の市政への参加を促し、また適正かつ公正な市政運営が図られるよう、合併時まで調整し、新市において条例等を制定する。

平成16年 1月27日 確認

# 菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

| 協議項目                       |        | 情報公開の取扱い   |  | 関係項目  |   |
|----------------------------|--------|--|--|---|---|
| 調整の内容                      |        | 情報公開制度、個人情報保護制度及び市長の資産等の公開制度は、市民の市政への参加を促し、また適正かつ公正な市政運営が図られるよう、合併時までには調整し、新市において条例等を制定する。 |  |   |   |
|                            |        | 現  |  | 況   |   |
| 市町村名                       |        | 菊池市  | 七城町  | 旭志村   | 泗水町   |
| 市<br>町<br>村<br>別<br>内<br>容 | 情報公開   | 菊池市情報公開条例<br>(平成12年菊池市条例第42号)  | 七城町情報公開条例<br>(平成11年七城町条例第7号)                     | 旭志村情報公開条例<br>(平成13年3月19日旭志村条例第7号)                     | 泗水町情報公開条例<br>(平成11年泗水町条例第16号)                 |
|                            | 個人情報保護 | 菊池市電子計算組織の運営管理に関する規則<br>(平成元年菊池市規則第4号)   | 七城町電子計算システム利用に係る個人情報の保護に関する条例<br>(平成7年七城町条例第24号) | 旭志村電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する規則<br>(平成4年9月1日旭志村規則第9号)    | 泗水町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例<br>(平成5年泗水町条例第5号)   |
|                            | 資産公開   | 政治倫理の確立のための菊池市長の資産等の公開に関する条例<br>(平成7年菊池市条例第27号)  | 政治倫理の確立のための七城町長の資産等の公開に関する条例<br>(平成7年七城町条例第30号)  | 政治倫理の確立のための旭志村長の資産等の公開に関する条例<br>(平成7年12月25日旭志村条例第19号) | 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例<br>(平成7年泗水町条例第23号) |

# 菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

| 協議項目      | 情報公開の取扱い   | 関係項目   | 情報公開制度  |  |
|-----------|--|--|---|--|
| 調整の内容     | 情報公開制度、個人情報保護制度及び市長の資産等の公開制度は、市民の市政への参加を促し、また適正かつ公正な市政運営が図られるよう、合併時までに調整し、新市において条例等を制定する。  |  |   |  |
| 情報公開制度の現況 |  |  |   |  |
| 市町村名      | 菊池市  | 七城町  | 旭志村   | 泗水町  |
| 実施機関      | 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会及び水道事業管理者並びに議会  | 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会   | 村長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価委員会及び議会   | 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、水道事業管理者   |
| 公文書の定義    | 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(ビデオテープ・録音テープ・フロッピー等)で、各実施機関が管理しているもの   | 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルムであって、決裁又は供覧の手続きが終了し、実施機関が管理しているもの                                      | 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画、図面、地図及び写真並びに磁気テープその他これに類するものから出力され、若しくは採録されたものであって、決裁、供覧等の手続きが終了し、実施機関が管理しているもの | 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画及び写真であって、決裁、供覧の続きが終了し、当該実施機関が管理しているもの                           |
| 公開請求者     | 市の区域内に住所を有するもの<br>市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体<br>市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者<br>市の区域内に存する学校に在学する者<br>そのほか実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められたもの | (1)町内に住所を有する個人及び法人<br>(2)町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体<br>(3)町内の事務所又は事業所に勤務するもの<br>(4)町内の学校に在学するもの         | 村内に住所を有する者、村内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、村内の事務所又は事業所に勤務する者、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者                              | 町内に住所を有する者、町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、町内の事務所又は事業所に勤務する者、町内の学校に在学する者、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者 |
| 公開決定、実施   | 請求があった日から15日以内に公開の可否を決定して請求者に通知し、閲覧・視聴又は写しの交付を行う   | 請求を受理した日から起算して15日以内に公開の可否を決定し、請求者に通知する。公文書の開示をすることにより、その保存に支障がある場合及びその他相当の理由がある場合は、当該公文書の複写の閲覧又は写しの交付とする | 請求を受理した日から起算して15日以内に公開の可否を決定して、請求者に通知する。公開の方法は閲覧、視聴又は写しの交付により行う   | 請求書が事務所に到達したときは、その日から起算して15日以内に公開の可否を決定して、速やかに、書面により請求者に通知する                               |
| 公開の方法     | 書面で指定する日時・場所において行う   | 指定する日時及び場所   | 文書、図書情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写し(フィルム及び磁気テープその他これに類するものを除く。)を交付   | 実施機関が指定する日時及び場所において行う。保存に支障がある場合には、複写したものの閲覧又は写しの交付をもって公文書の開示とする                           |
| 公開審査会     | 菊池市情報公開審査会<br>委員5名以内(市民及び学識経験者のうちから)<br>任期2年   | 七城町情報公開審査会 委員18名以内<br>(町議会代表、教育委員長、商工会長、区長会長、婦人会長、老人会連合会長、青年団長、菊池地域農業協同組合七城中央支所長、町企業連絡協議会長、学識経験者) 任期3年   | 旭志村情報公開審査会<br>委員5名(地域づくり委員の中から村長が委嘱)<br>任期2年  | 泗水町公文書審査会<br>委員5名以内(町長が委嘱)<br>任期2年   |
| 費用負担      | 閲覧費用 1件につき300円<br>コピー(単色刷り)1枚 10円<br>コピー(多色刷り)1枚 100円  | 写しの交付に要する費用負担  | 写しの交付は実費負担(20円/枚)<br>郵送料は実費相当額負担  | 写しの交付は実費負担   |
| 不服申立て     | 不服申し立てにより情報公開審査会に諮問を行う   | 七城町情報公開審査会に諮問を行う   | 情報公開不服申立書により情報公開審査会に諮問を行う   | 行政不服審査法の規定により不服申し立てがあった場合は、泗水町公文書開示審査会に諮問を行う   |

協議第16号 情報公開の取扱いについて 参考資料

| 情報公開制度  | 個人情報保護制度   |
|---|--|
| <p>情報公開制度とは<br/>                     情報公開制度は、市が持っている市政に関する情報(公文書)などを市民の皆さんの請求に応じて、個人情報など保護するものを除いて公開するものです。</p> <p>この制度は、市民の皆さんに公文書の開示を請求する権利を保障するとともに、行政運営について市民の皆さんへの説明責任を果たすことで、市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による公正で開かれた市政を一層推進することを目的とするものです。</p> <p>この制度の対象となる情報(公文書)<br/>                     職員が職務上作成又は取得した文書、帳票、地図、図書、写真、マイクロフィルム、ビデオテープ、録音テープなどで、市が保有しているものが対象となります。</p> <p>この制度の対象となる機関(一般的な例)<br/>                     (1)市長(公営企業管理者の権限を含む)<br/>                     (2)教育委員会<br/>                     (3)選挙管理委員会<br/>                     (4)公平委員会<br/>                     (5)監査委員<br/>                     (6)農業委員会<br/>                     (7)固定資産評価審査委員会<br/>                     (8)議会</p> <p>この制度を利用できる人(一般的な例)<br/>                     (1)市内に住所がある人<br/>                     (2)市内に事務所等のある法人や団体<br/>                     (3)市内にある事務所等に勤務する人<br/>                     (4)市内の学校に在学する人<br/>                     (5)その他、市が行う事務事業に利害関係のある人</p> | <p>個人情報保護制度とは<br/>                     個人情報保護制度は、教育や福祉分野をはじめ、さまざまな事業の中で取り扱っている市民の皆さんに関する電子的情報や紙面的情報を適切に保護するための基本的事項を定め、自己の情報を確認したり、事実の誤りに対しての訂正を求めることができる権利を保障することを目的とするものです。</p> <p>個人情報とは<br/>                     個人情報とは、一人ひとりに関する情報で、特定の個人が分かるような情報のことです。<br/>                     例えば、個人の氏名、住所、生年月日、学歴、財産の状況、家族の状況、病歴などの個人に関する情報で、ある個人を特定できる情報はすべて個人情報となります。</p> <p>この制度の対象となる機関(一般的な例)<br/>                     (1)市長(公営企業管理者の権限を含む)<br/>                     (2)教育委員会<br/>                     (3)選挙管理委員会<br/>                     (4)公平委員会<br/>                     (5)監査委員<br/>                     (6)農業委員会<br/>                     (7)固定資産評価審査委員会<br/>                     (8)議会</p> <p>開示されない個人情報(一般的な例)<br/>                     実施機関は自己の情報の開示請求があったときは、不開示情報が記録されている場合を除き開示しなければならないと定められていますが、法令等の定めにより開示してはならないとされている情報や個人の評価に支障を及ぼすおそれのある情報は開示されません。</p> |

関係法令等

個人情報の保護に関する法律(抄)  
(平成15年5月30日 法律第57号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)

四 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報を用いる。

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(基本理念)

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

(国の責務)

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、国の行政機関について、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、独立行政法人等について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、前二項に定めるもののほか、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

五 個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

六 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

七 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、国民生活審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第二節 国の施策

(地方公共団体等への支援)

第八条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理のための措置)

第九条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

## 第三節 地方公共団体の施策

(保有する個人情報の保護)

第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(区域内の事業者等への支援)

第十二条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十三条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第四節 国及び地方公共団体の協力

第十四条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四章以下 省略

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

以下 省略

関係法令等

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律(抄)  
(平成4年12月16日 法律第100号)

(目的)

第1条 この法律は、国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくため、国会議員の資産等を公開する措置を講ずること等により、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資することを目的とする。

(資産等報告書等の提出)

第2条 国会議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により国会議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた国会議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、当日から起算して百日を経過する日までに、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。

- (1) 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。))を含む。)  
所在、面積及び固定資産の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
- (3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
- (4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)、貯金(普通貯金を除く。))及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)) 預金、貯金及び郵便貯金の額
- (5) 金銭信託 金銭信託の元本の額
- (6) 有価証券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。)) 種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄及び株数)
- (7) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価格が百万円を超えるものに限る。)) 種類及び数量
- (8) ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)) ゴルフ場の名称
- (9) 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)) 貸付金の額
- (10) 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)) 借入金の額

2 国会議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等にあつては12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。

(所得等報告書の提出)

第3条 国会議員(前年1年間を通じて国会議員であつた者(任期満了又は衆議院の解散による任期終了による国会議員でない期間がある者で当該任期満了又は衆議院の解散による選挙により再び国会議員となったものにあつては、当該国会議員でない期間を除き前年1年間を通じて国会議員であつた者)に限る。))は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は衆議院の解散による任期終了により国会議員でない期間がある者で当該任期満了又は衆議院の解散による選挙により再び国会議員となったものにあつては、同月1日から再び国会議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。

- (1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が百万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実)
  - イ 総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。))及び山林所得金額(同条第3項に規定する山林所得金額をいう。))に係る各種所得の金額(同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。))
  - ロ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定に関わらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて両議院の議長が協議して定めるもの
- (2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合にいける当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。))

(関連会社等報告書の提出)

第4条 国会議員は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代理人又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。))の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、

関係法令等

(当該期間内に任期満了又は衆議院の解散による任期終了により国会議員でない期間がある者で当該任期満了又は衆議院の解散による選挙により再び国会議員となったものあっては、同月2日から再び国会議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。

(資産等報告書等の保存及び閲覧)

第5条 前3条の規定により提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、これらを受理した各議院の議長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して7年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、各議院の議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。

(細則)

第6条 この法律に定めるもののほか、国会議員の資産等の公開に関する規程は、両議院の議長が協議して定める。

(地方公共団体における資産等の公開)

第7条 都道府県及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の議会議員並びに都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。)の資産等の公開については、平成7年12月31日までに、条例の定めるところにより、この法律の規定に基づく国会議員の資産等の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるものとする。

附則

(1) この法律は、平成5年1月1日から施行する。